

荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する
基本的な考え方について
(答申)

平成28年9月
荒川区清掃審議会

1 計画見直しの背景

区は、平成24年3月に策定した「荒川区一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成24年度から平成33年度まで）」に基づき、基本理念として掲げた「環境区民による質の高い循環型社会の構築」に向け、環境学習などの啓発活動や資源回収品目の充実、ごみ減量のための3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」推進事業の展開や安全で効率的なごみ収集・運搬体制の整備などに取り組んできました。

その間、国においては、平成15年3月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」が平成25年3月に見直しされ、「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、「質にも注目した循環型社会の形成」を軸として、低炭素社会・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の概念の高度化に取り組んでいます。また、水銀および水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約である「水銀に関する水俣条約」の採択・署名が平成25年10月に行われ、東京都では、水銀廃棄物の最終処分場での埋立処分をしないことを検討していくという方針が打ち出されました。

こうした中で、荒川区では、人口増加が続いており、平成27年4月に区の人口が21万人を超えました。その反面、景気の回復基調は続いているものの、個人消費などに弱さが見られるなどといった社会情勢の中で、平成26年度における荒川区のごみと資源の総排出量は、減少傾向で推移しています。区民1人1日当たりの総ごみ量及び総排出量については、荒川区一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成いたしました。資源回収量及びリサイクル率については目標値の達成には至っておらず、排出抑制の促進やリサイクルの推進など更なる施策の展開を図る必要があります。

一方、あらかじめリサイクルセンターの整備が進められ、3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」を中心とした様々なRの拠点としての役割が期待されています。あらかじめリサイクルセンターは、資源の中間処理を行う拠点としてだけでなく、施設見学などの普及啓発活動等の場としても、最大限に活用して行く必要があります。

平成23年度に策定した現行計画については、平成28年度をもって前半の5年間の経過します。そのため、これまでの計画の達成状況や、上記のような本区を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しについて検討いたしました。

2 現状と課題

(1) 現状

荒川区では、平成23年度に策定した「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・リサイクル施策に積極的に取り組み、近年の人口増加にも関わらず、ごみと資源の合計である総排出量は、平成26年度実績で平成22年度と比較し6.2%(区民1人1日当たり8.3%)減少し、総ごみ量も6.4%(区民1人1日当たり9.1%)減少しました。

しかし、平成26年度のリサイクル率は16.5%であり、平成22年度と比較し上昇値は0.1ポイントのみとなっており、横ばい状態となっています。

横ばい状態である理由としては、景気の影響もあり総排出量が年々減少しており、資源も総排出量に伴い減少していること、新聞・雑誌等の購読者の減少により、資源のうち多数を占める古紙の回収量が年々減少している等があります。

このような状況の中で、資源回収量及びリサイクル率を上げていくためには、総排出量に含まれる資源回収量を増やし、総ごみ量を減らしていく必要があります。

(2) 課題

ごみの排出抑制の促進

循環型社会の実現に向けて、今後さらに環境負荷の低減を進めていくためには、3Rのうち発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)を優先させること、すなわち、ごみを発生させない、繰り返し使用する等、廃棄物の発生自体を抑制すべきです。

平成26年度のごみ排出原単位等実態調査では、家庭可燃ごみの52.4%、事業系可燃ごみの48.3%を生ごみ(厨芥類)が占めているため、特に生ごみ減量はごみの排出抑制の最重要事項となっています。

区民及び事業者に対して、生ごみ減量を中心にごみの排出抑制を積極的に促進していく必要があります。

リサイクルの更なる充実

平成26年度時点で、目標値未達成である資源回収量及びリサイクル率の向上を目指すためには、リサイクルの更なる充実を図ることが求められます。

平成28年10月に開設されるあらかわりサイクルセンターを最大限に活用していくとともに、リサイクルの更なる充実を図る必要があります。

平成26年度のごみ排出原単位等実態調査では、家庭可燃ごみの中に資源回収品目である紙類が8.7%、古布等の繊維類が3.6%含まれていました。また、家庭不燃ごみの中に資源回収品目であるびん類が10.2%、缶類が3.4%、

小型家電が1.3%含まれていました。目標達成のためには、これらの資源を適正に分別していただく必要があります。また、不燃ごみや、粗大ごみの中にも、資源として活用できるものが多く含まれているため、これらを資源化していくことが求められます。

事業者については、事業系の資源回収システム（区収集では登録制・区以外のご紙等のリサイクルシステム等）の加入率が低く推移しているため、資源回収システムを浸透させていくことも必要です。

区民の参画と協働

区がごみ減量・リサイクル推進のための施策を打ち出すだけでは、効果に限界があります。質の高い循環型社会の実現に向けて、区民の意識を高めていき、区との積極的な参画協働を進めていくことが求められます。

普及啓発等についても、区が情報発信するだけではなく、区民と協働し取り組んでいくことが大切です。さらに、地域での清掃・リサイクル事業の声を行政に届ける施策を検討すべきです。

一方、集団回収等のごみ減量・リサイクル事業を担う区民の高年齢化が進んでおり、子育て世代等の若い世代にもごみ減量・リサイクル事業に関心を持っていただく必要があります。

適正排出の推進

ごみ減量への取組がなされた後、排出されたごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために適正に処理すべきです。

適正処理体制を維持していくためには、区民・事業者に対し不適正排出の是正をする必要があります。

平成26年度のごみ排出原単位等実態調査における事業者アンケートでは、区のごみ収集にごみ処理券を貼らずに排出していると回答した事業者は、可燃ごみで13.2%、不燃ごみで14.9%、生ごみで14.9%となっており、区民や事業者の適正排出を推進していくべきです。

区においても、効率性や環境に配慮しながら、収集・運搬体制を確保することが重要となります。

平成25年10月に採択・署名された「水銀に関する水俣条約」の発効に向けて、区においても環境保護の観点から、水銀が含まれている廃棄物の収集・処分方法を検討すべきです。

さらに、今後は首都直下地震や水害などの自然災害発生時に発生する、建物などがれきや、し尿の処理方法について検討していく必要があります。

3 基本理念・基本方針・計画の目標

(1) 基本理念

基本理念 環境区民による質の高い循環型社会の構築

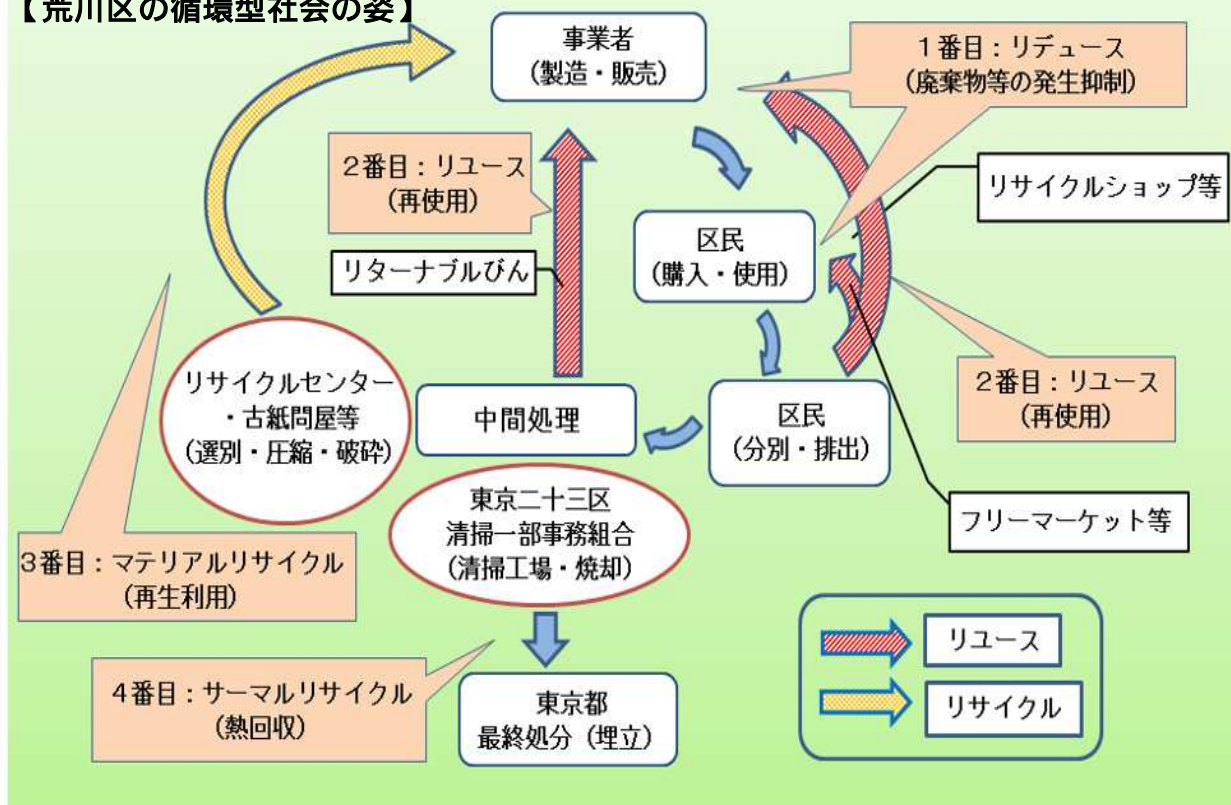
前回の本計画の策定時に掲げた、「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会に向けて、荒川区の強みである下町の人情あふれるコミュニティを基盤として、環境区民（「区民・事業者・区」の総称）が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会の構築を目指してきました。

あらかわ方式と呼ばれる資源の集団回収も地域に浸透し、古布や小型家電などの新たな資源の回収、あらかわりサイクルセンターの整備など、本計画で策定した各施策に取り組んできた結果、3R「発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）」活動そのものが地域に根付いてきました。

今後も生ごみを中心としたごみの減量や、資源回収品目の拡大など、新たな施策の充実を図り、地域にさらに深く根差した3R活動の充実が必要となります。

そのためにも、環境区民である区民・事業者・区がそれぞれの立場で協力し、持続可能なさらに質の高い循環型社会の構築を目指すべきであると考えます。

【荒川区の循環型社会の姿】



(2) 更なる施策の充実に向けた基本方針の見直し

現行の荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定時に、基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を実現させるために、「基本方針1 環境区民による協働の推進」、「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」、「基本方針3 適正処理の推進」の3つの基本方針を掲げました。

今回の見直しでは、上記の基本方針をさらに充実させ、新たに掲げた4つの基本方針を基に、施策や事業を展開していく必要があります。

【荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定時に掲げた基本方針】 平成23年度

- ・ **基本方針1** 環境区民による協働の推進
- ・ **基本方針2** Rの充実によるごみ減量の推進
- ・ **基本方針3** 適正処理の推進



【荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに向けて掲げた新基本方針】

平成28年度

基本方針1 排出抑制の促進

基本方針2 リサイクルの推進

基本方針3 参画と協働体制の推進

基本方針4 適正排出の推進

(3) 基本方針の見直し理由

従来の「基本方針 2 Rの充実によるごみ減量の推進」の2本化
「基本方針 1 排出抑制の促進」・「基本方針 2 リサイクルの推進」へ

現行の荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定時に掲げた3つの基本方針の1つである「基本方針 2 Rの充実によるごみ減量の推進」については、3R「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)」を中心とした施策を掲げていましたが、本計画策定後は、国の法律や体制等が3Rから2R「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)」を中心とした排出抑制に重点が置かれる方針に変わってきました。

平成25年度に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画においては、従来の3Rから2R「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)」への明確な転換などの、排出抑制が重要視されています。

荒川区においても、排出抑制の促進を重視する必要があります。今回の見直しでは、可燃ごみの約半数を占める生ごみの減量や、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源の資源化、事業系リサイクルの推進、平成28年度に開設されるあらかわりサイクルセンターの活用、地域のごみ減量・リサイクル推進活動の担い手の拡充など多くの課題があり、今後新たに多くの施策を実施していく必要があると考えています。

このようなことから、従来の「基本方針 2 Rの充実によるごみ減量の推進」を、新たに、リデュース・リユース等を中心とした「基本方針 1 排出抑制の促進」と、「基本方針 2 リサイクルの推進」の2本に基本方針を分け、更なる施策の充実を図ることとしました。

従来の「基本方針 1 環境区民による協働の推進」の更なる充実
「基本方針 3 参画と協働体制の推進」へ

従来の「基本方針 1 環境区民による協働の推進」についても、環境教育の更なる充実や、ごみ・リサイクルに関する情報の更なる見える化、地域においてごみ減量・リサイクル推進を行う3Rリーダーの養成など、今後新たな施策に取り組む必要があります。このようなことから、環境区民である区民や事業者との協働や参画を重視した施策の更なる充実が必要となってくることを踏まえて、施策を新たに「基本方針 3 参画と協働体制の推進」としました。

従来の「基本方針3 適正処理の推進」の拡充
「基本方針4 適正排出の推進」へ

従来の「基本方針3 適正処理の推進」においては、ごみ減量・リサイクル推進のための取組がなされた後に、区がごみの適正処理を行うことや、きめ細やかな収集・運搬体制を行うことを掲げていましたが、今回の見直しではさらに、区民や事業者が適正にごみを排出していくよう推進していくことが求められています。

このようなことから、旧基本方針を拡充させ、施策を新たに「基本方針4 適正排出の推進」としました。

(4) 重点施策

基本方針をもとに、施策や事業を展開するにあたり、以下の4点を重点的に実施すべきです。

- ・可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）の減量
- ・不燃ごみ・粗大ごみの資源化
- ・環境教育の充実及び学習の機会拡大
- ・清掃事業における適正排出の推進

(5) 計画の目標

< 目標値の設定 >

荒川区では、前回の本計画策定時に、基本理念の実現に向けて最終年度である平成33年度を見据え、ごみ減量及びリサイクル推進に向けた具体的な数値目標を設定しました。

平成26年度時点では、区民1人1日当たりの総ごみ量及び総排出量については、ほぼ順調に推移していますが、区民1人1日当たりの資源回収量は年々減少しており、リサイクル率についてもほぼ横ばい状態で、目標達成が難しい状況です。平成33年度に目標を達成するためには、資源回収量を増やし、総排出量に占める総ごみ量と資源回収量の比率を変えていく必要があります。

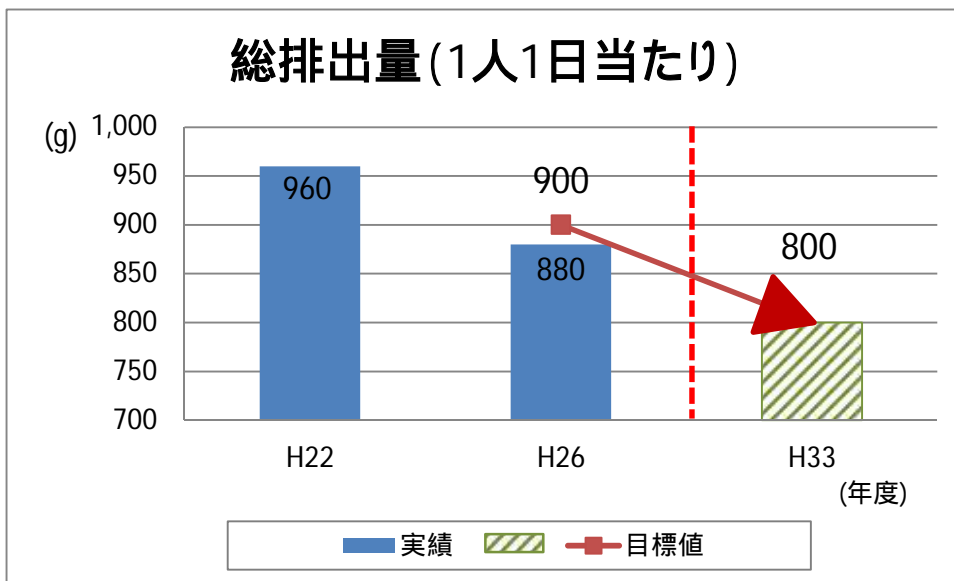
排出抑制の目標値

【指標】

1人1日当たりの総排出量（総ごみ量 + 資源回収量）

〔総排出量（総ごみ量 + 資源回収量） / 人口（年度内4月1日現在）〕

【達成状況】



【目標値】

平成33年度の目標値（1人1日当たり）は800gとし、総排出量を16.7%削減します

1人1日当たり160gの排出抑制（平成22年度比）

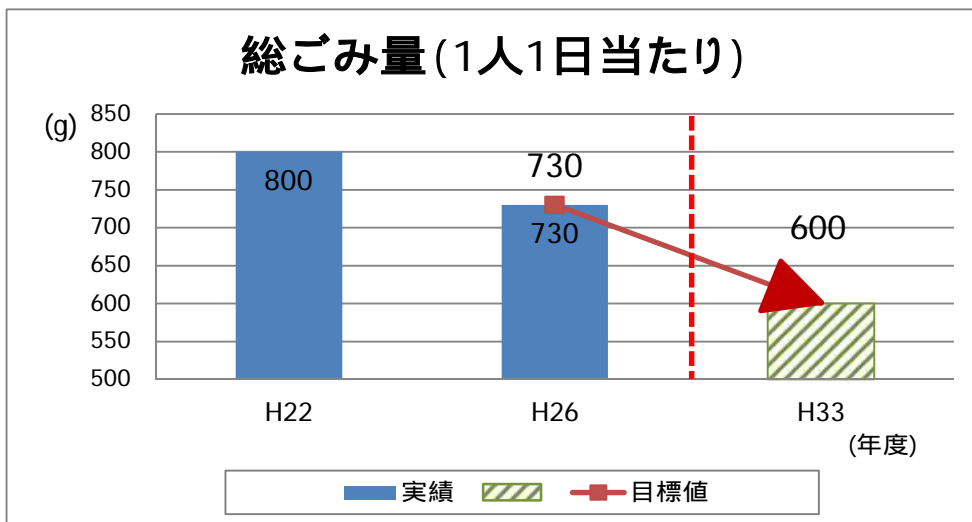
ごみ減量化の目標値

【指標】

1人1日当たりの総ごみ量（資源回収量を除く。）

〔総ごみ量（資源回収量を除く。） / 人口（年度内4月1日現在）〕

【達成状況】



【目標値】

平成33年度の目標値（1人1日当たり）は600gとし、総ごみ量を25%削減します

1人1日当たり200gのごみ減量化（平成22年度比）

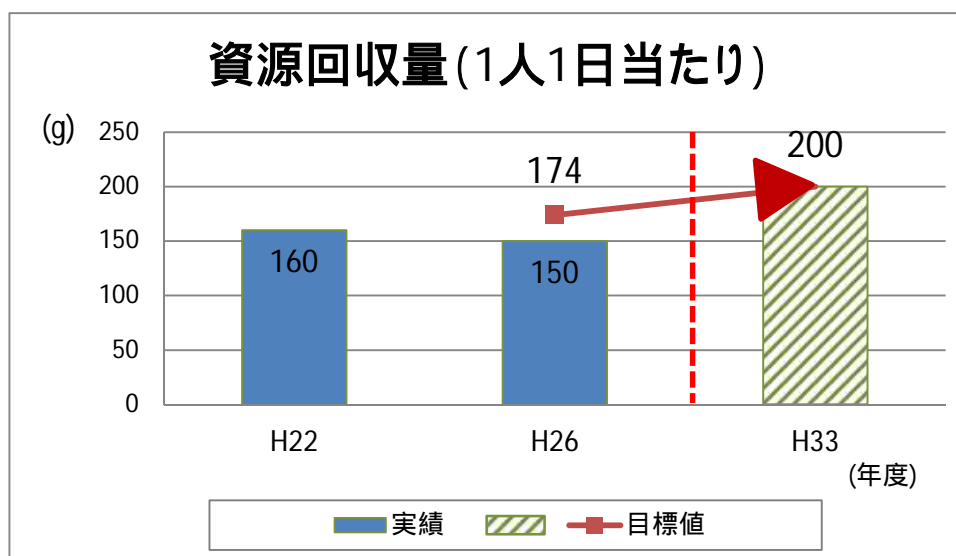
リサイクル推進の目標値

【指標1】

1人1日当たりの資源回収量（総ごみ量を除く。）

〔資源回収量（総ごみ量を除く。） / 人口（年度内4月1日現在）〕

【達成状況】



【目標値】

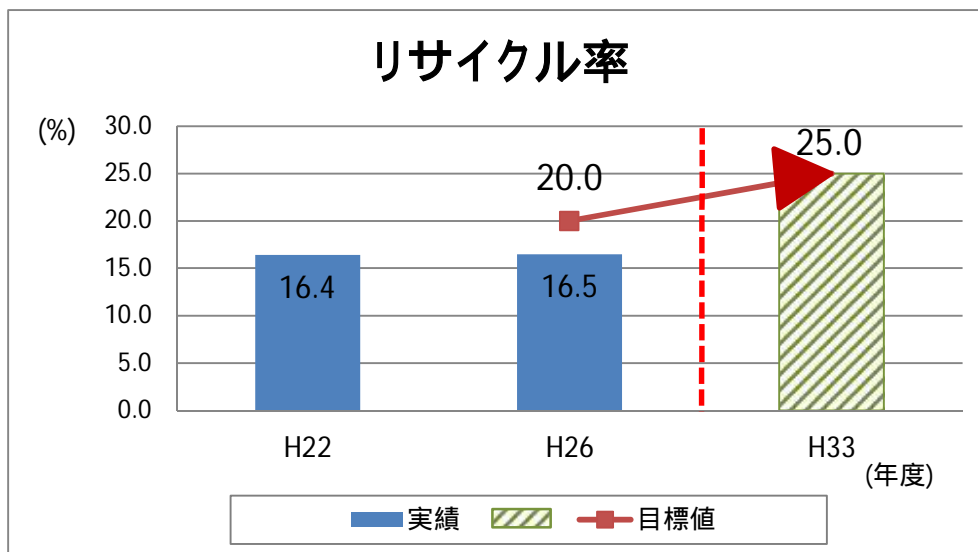
平成33年度の資源回収量の目標値(1人1日当たり)を200gとします
1人1日当たり40gの更なる資源化(平成22年度比)

【指標2】

リサイクル率

$〔資源回収量 \div (総ごみ量 + 資源回収量) \times 100〕$

【達成状況】



【目標値】

平成33年度のリサイクル率(総ごみ量より算出)を25%とします
1人1日当たり8.6ポイントの更なる資源化(平成22年度比)

4 循環型社会の実現に向けた具体的な施策

基本方針1 排出抑制の促進

ごみ減量については、3R「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)」の実践が有効な手段ですが、資源化の前にまずは、発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)等によりごみの量を減らすことが重要です。

そのためには、区は、区民・事業者に対し排出抑制のための積極的な働きかけを行うことが求められます。

特に、生ごみ(厨芥類)が家庭可燃ごみの52.4%、事業系可燃ごみ48.3%を占めており、生ごみの削減はごみの排出抑制の要となります。区は、生ごみの減量や食品ロスの削減事業を重点的に取り組む必要があります。

施策 家庭ごみの削減

排出抑制の取組み主体は区民であり、区民一人ひとりがごみ減量意識を高め、日常生活で実践することが重要であると考えます。

今回の見直しでは生ごみの減量や食品ロスの削減を中心に家庭ごみの排出抑制をしていく必要があります。

(今後の方向性)

生ごみの減量や食品ロスの削減について、区報や区ホームページでの周知はもとより、区で開催されるイベント(環境・清掃フェア等)のブース出展などのPR活動が効果的です。

家庭で実践できる食品ロスを減らすためのレシピやアイデアを募集し、区報、ホームページで紹介していくことも効果的です。

区の3R「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)」に関するイベント開催時などに、家庭で眠っている食品を持ち寄り、食料の確保が困難な団体や個人を支援する事業などを行うことも効果があると考えます。

家庭ごみの有料化は、費用負担を軽減しようとする動機づけが働き、ごみの排出抑制及び分別の徹底ができることや、ごみ減量に対して区民が当事者意識を持つことができること、費用負担の公平化などといった効果が挙げられます。

一方で、区民に新たな費用負担が生じること、ごみの減量効果が限定的であること、戸別収集費用の増加、不法投棄等の対応が生じることなど、費用対効果の面で解決すべき課題も多くあります。

また、これまでの清掃リサイクル事業の経緯や、事業系一般廃棄物処理手数料を23区で統一的に扱っていること、他区と近接している地理的条件などを考慮すると、23区間による調整・連携等も必要と考えられます。

家庭ごみの有料化の前提として、不燃ごみや粗大ごみの資源化など新たな品目の資源回収の実施や、可燃ごみの半数を占める生ごみの減量、可燃ごみや不燃ごみとして出される資源の分別徹底の推進など、多様な3R「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)」推進のための施策を実施していく必要があります。有料化については、これらの施策や働きかけを実施しつつ、数値目標の達成状況を勘案しながら、広く区民とともに考えていく必要があります。

施策 事業系ごみの削減

事業者は自ら排出するごみの排出抑制に努めるとともに、区民の排出抑制を支援する役割を有しています。特にごみ減量の要となる生ごみ減量や食品ロス削減のための取組を重点的に行うべきです。

区は事業者の排出抑制について、積極的に取組むよう働きかける必要があるとともに、区は一事業者として自ら排出抑制に努めなければなりません。

(今後の方向性)

事業系食品ロス削減のための取組として、お客様に対し宴会時のコース料理食べ切り(30・10運動)の声掛けや、小盛メニューの案内等を実施する店舗を募集し、区報やホームページ等で紹介することは、非常に有効であると考えます。

施策 再使用(リユース)の推進

再使用(リユース)に関わる事業を通じて、ものを大切に再使用するよう普及啓発を推進することでごみの排出抑制に努めていく必要があります。また、修理や部品交換を行い、愛着を持って長く使用するよう普及啓発していくことも重要です。

基本方針2 リサイクルの推進

排出抑制の取組を行っても、なお排出されるものについては、コストや環境負荷に配慮しながら、可能な限り資源としてリサイクルを推進していく必要があります。

平成26年度時点での区のリサイクル率は、16.5%であり、全国平均(平成25年度)の20.6%に比べ、4ポイント以上下回っています。

また、平成33年度の数値目標である25%を大きく下回っており、数値目標を達成するためには、区民や事業者に対して、資源の分別の徹底を図るための普及啓発に加え、新たな資源品目の回収が大変重要であると考えます。

施策 資源回収方法の拡充

現在回収している資源に加え、新たに資源となる回収品目の拡大を行っていくことにより、リサイクル率の向上及び目標値達成を目指していく必要があります。

(今後の方向性)

区で回収している不燃ごみ及び粗大ごみに含まれる資源については、ピックアップ回収などを活用し、新たな資源として回収を行っていくことが効果的です。

あらかわりサイクルセンターでは、新たな資源回収となる品目(廃食油・蛍光灯等)の回収を積極的に行っていくべきです。

施策 資源化の更なる徹底

平成28年10月に区のリサイクル事業の拠点となるあらかわりサイクルセンターが開設します。リサイクル率を向上させていくためには、あらかわりサイクルセンターを最大限に活用できるよう、家庭や事業者から排出される資源の分別の更なる徹底が必要です。

とりわけ、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源化が可能な品目については、資源として排出していただけるようさらに徹底した取組をすることが求められます。

(今後の方向性)

あらかわりサイクルセンターでは、循環型社会の構築へ向けた3R「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)」を中心とした様々なRの推進のため、長期的に持続可能で安定した資源の中間処理を行っていく必要があります。

可燃ごみ・不燃ごみとして出されてしまっている資源化が可能な品目(特に紙製容器包装類・古布・びん・缶類・小型家電)については、区民や事業者が適正に資源として排出するよう、働きかけを強化すべきです。

施策 事業系リサイクルの推進

家庭系のリサイクルだけではなく、事業系のリサイクルの推進も取り組んでいくべきです。事業者が排出する紙類を資源として回収する東京商工会議所荒川支部で実施しているエコノミックリサイクル利用の周知等、あるいは、自主的なリサイクルシステムの構築を働きかけていくことが求められます。

基本方針 3 参画と協働体制の推進

ごみ減量のためには、ごみの排出源である家庭等を対象とした環境教育等の普及啓発活動を実施していくことが重要です。

また、区だけではなく、区民・事業者が主体となり、ごみ減量・リサイクル事業を協働で推進していく体制を築いていく必要があります。

施策 未来につながる環境教育・環境学習

食品ロス削減に関する内容を含めた環境教育による普及啓発活動を、教育委員会と連携を図りながら充実させていくべきです。また、新たに整備されるあらかわりサイクルセンターを活用した普及啓発活動を展開する必要があります。

(今後の方向性)

保育園児・幼稚園児に対して、各園で実施している食育等と併せて食品ロスなど身近な事柄から、環境について学ぶことは大変効果があります。

小学生に対しては、食品ロス削減のためのリーフレット等を活用した授業で学習することにより、食品ロスについての理解が深まり、さらに、児童を通じて家庭への浸透が期待できます。

また、体験型学習など楽しみながら学ぶことのできる啓発事業を実施していくことも必要です。

あらかわりサイクルセンターでは、小中学生の社会科見学や区民による施設見学会、リサイクル関連の講座・教室など、積極的に環境教育・環境学習の場を提供する必要があります。

施策 地域に根差した参画と協働の推進

地域においてごみの減量・リサイクルを推進する区民を養成していく必要があります。また、ごみ減量やリサイクル推進の啓発活動についても、区が情報発信するだけではなく、区民と協働しながら取り組んでいくことが求められます。

(今後の方向性)

地域においてごみ減量・リサイクル推進を行う「3Rリーダー」を養成していく必要があると考えます。また、ごみ減量・リサイクルの普及啓発活動は区と3Rリーダーが協働しながら実施していくことが求められます。

地域の方を交えて、ごみ減量・リサイクル推進のための作戦会議(3R作戦会議)を開催し、地域特性に見合った事業を展開していくことが求められます。

施策 清掃・リサイクル情報の「見える化」

区民や事業者にごみの減量やリサイクルに関心を持っていただくためには、ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費等について、より分かりやすく示していくことが必要です。

また、上記の3Rリーダーの養成事業等の取組や、食品ロス削減に取り組む優良な事業者の事例等を、区民や事業者に対し発信していくことが求められます。

基本方針4 適正排出の推進

環境区民によるごみ減量への取組がなされた後、どうしても排出されてしまうごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために適正に処理すべきです。そのためには、区民・事業者が適正にごみを排出するよう推進していく必要があります。同時に、区は、効率性や環境に配慮するとともに、荒川区の地域特性を踏まえたきめ細やかな収集・運搬体制を推進していくべきです。

施策 清掃事業の適正な運営

生活環境を保全するため、適正な清掃事業の実施と効率的な収集運搬体制の構築に努めていくべきです。

(今後の方向性)

排出されたごみは、能率的かつ効率化な収集・運搬方法により、財政的な面も考慮しながら、処理していく必要があります。

血圧計や体温計などの水銀の入った廃棄物については、環境保護の観点から回収方法を検討し、実施していくことが求められます。

首都直下地震や水害等の自然災害が発生した際に発生する災害ごみを適正かつ迅速に処理するために、災害廃棄物処理基本計画を策定していく必要があります。

施策 家庭ごみの適正排出の推進

分別は適正処理の基本であることから、適正な排出をするための様々な取組を実施することが求められます。

区が実施するふれあい指導や従来の区による戸別訪問収集だけでなく、集団回収の際に、地域の方々が外出の困難な方の手助けを行うといった温かい取組が地域に根付いていますので、今後も大切に見守る必要があります。

(今後の方向性)

不適正排出に対する指導助言を目的としたごみ集積所(資源回収拠点)の状況を把握するための方法を検討すべきです。

ごみや資源を自分で出すことが困難な区民に対しては、関係機関と連携しながら、特別な配慮を検討することが求められます。

ワンルームマンションなどに住む単身世帯や転入者・外国人を対象とした、ごみ・資源の出し方や分別の周知を行う必要があります。

施策 事業系ごみの適正排出の推進

事業者に対して適正な処理を促進するための助言や指導を行っていく必要があります。

(今後の方向性)

事業の用途に供する部分の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の大規模建築物に加え、1,000㎡以上の要綱指導対象事業所、さらには小規模な事業所に対しても、適切な助言や指導を行っていく必要があります。

不適正排出に対する指導助言を目的としたごみ集積所の状況を把握するための方法を検討すべきです。

5 計画の推進体制

(1) 推進体制

4つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区の協働により推進し、基本理念の達成を目指していくことが求められます。

(2) 環境区民（「区民・事業者・区」の総称）の役割と協働のしくみ

質の高い循環型社会の実現には、環境区民である区民・事業者・区の三者がそれぞれ相互に連携し、協働することが不可欠です。そのためには、区民・事業者・区のそれぞれが環境区民としての役割を自覚し、実践することが大切です。

区民の役割

区民は、ごみの排出ルール・マナーを守ることはもとより、ごみの排出抑制・リサイクルを意識して、現在の生活態度を見直すことなどにより、ごみの減量化・再資源化に努める必要があります。

荒川区の地域特性を生かして、協働の取組の一つとして「集団回収」がごみ減量の大きな役割を担っています。

区民一人ひとりが廃棄物との関わりについて理解を深めることにより、積極的に参加していくことが必要です。

地域において、ごみの減量・リサイクル推進のための取組を、区と協働で行っていく区民も求められています。

事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づく適正処理はもとより、事業活動におけるごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進など、環境に配慮した事業活動が求められています。

また、ごみの発生は光熱水費と同様、コスト要因であることから、経営の観点からも、ごみ減量に対する意識付けを行っていく必要があります。

区の役割

区は区内最大の事業所としての責任を自覚し、全部署が一体となった体制を整備・確保し、平成26年に改定した「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」を実践していく必要があります。また、区はコーディネーター（調整役）として、「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換の必要性を呼び掛けるとともに、ごみの発生から処理・処分までの全体調整を行い、資源循環型社会の構築に向けたシステムを整備し、その進行管理を行い、ごみの減量化・再資源化を推進する役割を担うことが必要です。また、区民や事業者に対し、ごみ減量やリサイクル推進に関する情報の提供及び環境教育等の普及啓発活動を実施していくことが大切です。

さらに、清掃事業の主体として、効率性や環境にも配慮しながらごみの収集・

運搬を実施するとともに、家庭ごみ及び事業系ごみの適正排出を徹底していく必要があります。

国などに対しても、各種リサイクル法等の見直しや、制度の改善などについて、継続的に働き掛けていくことが求められます。

(3) 荒川区清掃審議会

区民・事業者・区・学識経験者等の代表により構成される「荒川区清掃審議会」のなかで、循環型社会の実現に向けた課題や課題に対する基本的な考え方を審議し、環境区民間での相互理解を高め、区の施策に反映していく必要があります。

(4) 計画の進行管理

目標を達成するために、達成状況の客観的な評価を行いながら、改善を図り、計画的・効果的に実施していく仕組みを確立する必要があります。進捗状況、達成状況について、行政評価にも用いられている計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを適切に運用し、継続的・段階的に改善を図りながら計画を発展的に実施していくことが求められます。

また、区のホームページなどで積極的に情報を公表し、区民・事業者・区の協働による計画の着実な推進を図っていくことが重要です。

本計画に掲げた各種施策を推進するとともに同時に、荒川区低炭素地域づくり協議会が平成22年10月に策定し、平成27年度に見直しを行った「荒川区低炭素地域づくり計画」に盛り込んだ、一般廃棄物処理基本計画に基づく『ごみの排出抑制を主眼とする3R「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)の推進』の取組についての点検、評価、見直しを行うなど、他の施策との整合性を図っていくことが求められます。